

令和8年度「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」広報グッズ等制作業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

本事業では、1年後に控える「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）を、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会とすべく、単なる周知に留まらず、両大会への期待感を県内全域に広め、観戦意欲を高めるとともに、両大会に自分事として関わっていただくことを目的に、掲出又は各種関連イベント等において配布する広報グッズ等を制作する。

2 委託の内容

令和8年度「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」広報グッズ等制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

25,385,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、単独企業又は本業務委託のために結成された共同企業体であり、それぞれ次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 単独企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- ③ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- ⑥ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ⑦ 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮

崎県告示第 93 号) 第 2 条に規定する入札参加資格を有する者。

- ⑧ ⑦のうち、営業種目が「S : 広告・宣伝」である者、又はこの委託業務と同種、同規模程度以上の業務の実績を有する者。
- ⑨ 令和 6 年度以降に、ノベルティグッズや広告物等の制作に係る契約を締結し、誠実に履行した実績等を有する者。
- ⑩ 本事業の実施について、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えること。
- ⑪ 宮崎県に本店又は営業所を置く者。

(2) 共同企業体

- ① 共同企業体を構成する事業者のすべてが、上記(1)の①から⑦までの要件を満たすこと。
- ② 共同企業体を構成する少なくとも 1 つの事業者が、上記(1)の⑧及び⑨の要件を満たすこと。
- ③ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続きを行うこと。
- ④ 共同企業体を代表する事業者は、上記(1)の⑩及び⑪の要件を満たすこと。

6 企画提案競技実施の公示方法

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」専用ウェブサイトにより公示

URL : <https://www.hinata-miyazaki-sports2027.jp/>

7 スケジュール

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 8 年 4 月 7 日 (火) |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和 8 年 4 月 13 日 (月) 正午まで |
| (3) 事前説明会 | 令和 8 年 4 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分から |
| (4) 質問等の締切 | 令和 8 年 4 月 17 日 (金) 正午まで |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和 8 年 4 月 22 日 (水) 正午まで |
| (6) 企画提案書等の提出締切 | 令和 8 年 4 月 28 日 (火) 正午まで |
| (7) プレゼンテーション (ヒアリング) | 令和 8 年 5 月 7 日又は 8 日のいずれかの日 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和 8 年 5 月 15 日 (金) まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時 : 令和 8 年 4 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分から

場 所 : 宮崎県庁防災庁舎 7 階防 73 号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書 (様式第 1 号) を提出すること。

なお、説明会への参加は、企画提案競技参加の必須条件とする。

① 提出先

下記 12 を参照

② 提出期限

令和 8 年 4 月 13 日 (月) 正午まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年4月22日（水）正午まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

次のア～オの企画提案書等を18部（原本1部、副本17部）作成し、提出すること。また、PDFデータでも提出すること。

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 会社概要（様式任意 ※既存のもので可）

ウ 企画書（様式任意）

- ・ 別添仕様書を参照の上、提案すること。
- ・ 企画内容は、審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。
なお、審査基準に記載されていない独自のアイデア等はその旨がわかるようタイトル等を工夫すること。
- ・ 実施スケジュール及び実施体制を記載すること。

エ 同種又は類似業務受託の実績（様式第4号）

令和6年度以降に、ノベルティグッズや広告物等の制作に係る契約を締結し、誠実に履行した実績等を記載すること（2件～3件程度）。

オ 見積書及び見積明細書（様式任意）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 宛名は「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会 会長 河野 俊嗣」とすること。

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和8年4月28日（火）正午まで（郵送の場合は、締切日の消印有効）

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤ 留意事項

- ・ 提案する企画案は1社1案とする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入すること。

- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ その他契約上限額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。

(4) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時： 令和8年5月7日又は8日のいずれかの日

※ 日時の詳細は、県実行委員会より別途通知する。

場 所： 宮崎県庁

※ 場所の詳細は、県実行委員会より別途通知する。

実施方法： 参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1社当たり、説明15分 質疑10分 計25分
- ② 各社の審査順は、企画提案競技参加申込書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ③ 製品サンプル等がある場合は、提案者が持参すること。
- ④ プレゼンテーションは、Web会議形式で実施する場合もある。

(5) 企画提案競技にかかる質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技に関する質問書（様式第5号）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年4月17日（金）正午まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(6) 審査項目

別紙「審査基準表」のとおり。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が満点の6割以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

(8) 審査の通知

令和8年5月15日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。

- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
 - ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。
- (10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県実行委員会は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県実行委員会又は宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会事務局
(宮崎県宮崎国スポ・障スポ局総務企画課内) (担当 柚木崎)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7390
ファックス番号 0985-24-1723
メールアドレス kokuspo-shospo-kouhou@pref.miyazaki.lg.jp